

## 今までの検討および議論のまとめ

- 喫煙専用室、指定たばこ専用喫煙室、喫煙目的室、「既存特定飲食提供施設の一部を喫煙、一部を禁煙とする場合」のたばこの煙の流出防止措置については、現行の助成金と同様に「入り口における風速が毎秒0.2メートル以上」を基本に考えていく。

(平成30年7月28日 第8回専門委員会でのコンセンサス)

(平成30年8月9～22日 関係団体からの事務局ヒアリングで頂いた意見)

- 【喫煙専用室】屋外排気のための設備を設けようとしても、ビルのオーナーに許可されない場合などがある。
- 【加熱式たばこ専用喫煙室】加熱式たばこは煙も少ないので、喫煙専用室よりも基準を緩和すべき。
- 「最新の科学的知見に基づいた基準を定めること」との参議院厚生労働委員会附帯決議を踏まえて検討すべき。
- 加熱式たばこの受動喫煙による健康影響が明らかでないことを踏まえると、喫煙専用室と同様の基準を設けることは過剰ではないか。

(平成30年10月12日 たばこ会社からの聴取)

- たばこ会社の科学的知見(特に加熱式たばこ)について



**(本日)** 団体ヒアリング時の意見、たばこ会社の知見等をふまえ、喫煙室からの煙の流出防止措置について、再検討・議論して基準案をとりまとめる。